

各位

会社名アンリツ株式会社

代表者名 代表取締役社長 橋本裕一 (コード番号 6754 東証第1部) 問合せ先 執行役員経営企画室長 川辺哲雄 (TEL 046-296-6507)

従業員等に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、平成24年6月27日開催予定の第86期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- 1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由 業績向上に対する意欲や士気を高揚させ、株主と株価を意識した経営を推進することを目的に、 当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、新株予約権を無償で発行することとし、もって当社グループの企業価値の向上を図るものであります。
- 2. 新株予約権の割当てを受ける者 当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に割り当てるものといたします。
- 3. 新株予約権の内容等に関する事項

本株主総会の決議による委任に基づいて、当社取締役会において募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容等は、次のとおりといたします。

- (1) 新株予約権の数の上限
 - 下記(3)に定める内容の新株予約権110個を上限とする。
- (2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭 新株予約権につき金銭の払込みを要しないこととする。
- (3) 新株予約権の内容
 - ① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1,000株とし、新株予約権の行使により交付される株式の数は、当社普通株式110,000株を上限とする。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるも

のとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、 次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株発行または自己株式の処分(新 株予約権の行使等による場合を含まない。)を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、 調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式の総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合 その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額 は適切に調整されるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

平成27年8月21日から平成29年8月20日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第

17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記 1) の資本金等限度額からから前記 1) に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の取得の事由および条件

- 1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認 もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会において承認されたときは、当社は、取締役会が 別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 新株予約権者が、取締役会決議もしくは取締役会決議に基づく新株予約権割当契約において定める権利を行使する条件に該当しなくなったために新株予約権を行使できなかった場合、または新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

⑦ 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑧ 新株予約権の行使の条件

- 1) 権利行使時においても当社または当社子会社の取締役もしくは従業員であることを要する。ただし、権利行使期間中に退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、喪失後1年間(喪失後1年以内に平成29年8月20日が到来する場合にあっては、同日(当該日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日)まで)に限り新株予約権の行使を認める。なお、平成27年8月20日までに退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、平成27年8月21日から1年間に限り新株予約権の行使を認める。
- 2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- 3) その他の条件は、本株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で 締結する新株予約権割当契約において定めるところによる。

(4) 新株予約権のその他の内容

その他、新株予約権の募集事項および細目については、取締役会決議により定める。

以上